

友ランゲージアカデミー 学校規則 (2027年4月1日改定)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育や日本文化を学び、日本社会に精通した人物の育成、自律的に行動ができ多文化理解・多文化共生を実現することを目指す。

(名称)

第2条 本学は、友ランゲージアカデミーという。

(所在地)

第3条 本学は、所在地を東京都新宿区大久保2-16-25に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
一部 (午前)	日本社会理解2年コース	2年	60名	3	4月入学
	日本社会理解 1年9か月コース	1年9か月	20名	1	7月入学
	日本社会理解 1年6か月コース	1年6か月	40名	2	10月入学
	日本社会理解 1年3か月コース	1年3か月	20名	1	1月入学
	日本社会理解1年コース	1年	20名	1	4月入学
	小計			160名	8
二部 (午後)	日本社会理解2年コース	2年	60名	3	4月入学
	日本社会理解 1年9か月コース	1年9か月	40名	2	7月入学
	日本社会理解 1年6か月コース	1年6か月	40名	2	10月入学

	小計	140名	7	
	合計	300名	15	

(始期・終期、学期など)

第5条 1 本学の各コースは4月・7月・10月・1月に始まり、3月に終わる。

日本社会理解2年コース	4月開始、翌々年3月に終了
日本社会理解1年9か月コース	7月開始、翌々年3月に終了
日本社会理解1年6か月コース	10月開始、翌々年3月に終了
日本社会理解1年3か月コース	1月開始、翌年3月に終了
日本社会理解1年コース	4月開始、翌年3月に終了

2 前項の期間において1年間を分けて、次の学期とする。

- (1) 春学期 4月～ 6月
- (2) 夏学期 7月～ 9月
- (3) 秋学期 10月～12月
- (4) 冬学期 1月～ 3月

(休業日)

第6条 1 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 春期前期休業 3月～4月 約3週間
- (4) 春期後期休業 4月末～5月 約2週間
- (5) 夏期前期休業 8月 約2週間
- (6) 夏期前期休業 9月～10月 約2週間
- (7) 冬期休業 年末年始 約2週間

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは前頁の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

- 一部(午前) 9:00～12:20
- 二部(午後) 13:00～16:20

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価、修了要件及び教職員組織

(日本語教育課程、授業時数)

第8条 本学の教育課程のコース別の時間数は、次のとおりとする。ただし、ここにい
う一授業時間単位は、45分とする。本学では、以下の表の第1欄に掲げる日
本語教育課程を置き、目標とする日本語能力(「日本語能力の参照枠」の尺度で
示された日本語能力をいう)、授業科目及び授業時数はそれぞれ第2欄から第
4欄までに掲げる通りとする。

日本語教育課程	日本語能力	授業科目	授業時数
日本社会理解 2年コース	B 2	基礎日本語 I、II 読む・聞く	236
		基礎日本語 I、II 話す・書く	267
		基礎漢字 I、II	240
		日本理解とキャリアデザイン I	57
		応用日本語 I、II 読む・聞く	260
		応用日本語 I、II 話す・書く	260
		応用漢字 I、II	180
		日本理解とキャリアデザイン II	100
		合計	1600

日本語教育課程	日本語能力	授業科目	授業時数
日本社会理解 1年9か月コース	B 2	基礎日本語 I、II 読む・聞く	170
		基礎日本語 I、II 話す・書く	205
		基礎漢字 I、II	180
		日本理解とキャリアデザイン I	45
		応用日本語 I、II 読む・聞く	260
		応用日本語 I、II 話す・書く	260
		応用漢字 I、II	180
		日本理解とキャリアデザイン II	100
		合計	1400

日本語教育課程	日本語能力	授業科目	授業時数
日本社会理解 1年6か月コース	B 2	基礎日本語 I、II 読む・聞く	110
		基礎日本語 I、II 話す・書く	140
		基礎漢字 I、II	120
		日本理解とキャリアデザイン I	30
		応用日本語 I、II 読む・聞く	260
		応用日本語 I、II 話す・書く	260
		応用漢字 I、II	180
		日本理解とキャリアデザイン II	100
	合計	1200	

日本語教育課程	日本語能力	授業科目	授業時数
日本社会理解 1年3か月コース	B 2	基礎日本語 I、II 読む・聞く	50
		基礎日本語 I、II 話す・書く	75
		基礎漢字 I、II	60
		日本理解とキャリアデザイン I	15
		応用日本語 I、II 読む・聞く	260
		応用日本語 I、II 話す・書く	260
		応用漢字 I、II	180
		日本理解とキャリアデザイン II	100
	合計	1000	

日本語教育課程	日本語能力	授業科目	授業時数
日本社会理解 1年コース	B 2	応用日本語 I、II 読む・聞く	260
		応用日本語 I、II 話す・書く	260
		応用漢字 I、II	180
		日本理解とキャリアデザイン II	100
	合計	800	

(学習の評価)

第9条 「読む」「聞く」の言語知識は、定期試験(読解、聴解、文法、文字語彙)で測る。の項目で「話す」「書く」は、定期試験外のパフォーマンステストで測る。いずれも C 以上の成績を合格とし、D 以下の場合、再試、課題、補習等に対応する。成績の基準は、次の通り。

(基準) A: 80%以上、とてもよい、 B: 70%以上、よい C: 60%以

上、できる D：50%以上、あまりよくない E：49%以下、よくない

(修了要件)

第10条 本学の修了要件は、次のとおりとする。

以下の(1)と(2)を満たすこと

- (1) 修業期間の全課程を修め、修業期間を通しての出席率が80%以上であること
- (2) 修了学期の定期試験およびパフォーマンステストを受験し、全てC以上の成績を取ること。成績の基準は、第9条にあるとおりとする。

(教職員組織)

第11条 1 本学に次の教職員を置く

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員 8名以上
- (4) 日本語教員 10名以上
- (5) 事務を統括する職員
- (6) 生活指導担当者 5名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

4 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議・職員会議)

第12条 1 職務の円滑な執行に資するため、教員会議・職員会議を置く。

2 教員会議は、主任教員が主宰する。

3 職員会議は、事務を統括する職員が主宰する。

4 前項の他に校長は必要に応じて教職員を招集して会議を主宰することができる。

第4章 入学、退学、転学、休学、修了及び卒業に関する事項

(入学時期)

第13条 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月、1月とする。

(入学資格)

第14条 本学への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 自国において通常の課程による12年の修学課程を修了していること
- (2) 日本における高等教育機関への出願資格を満たす条件を有していること
- (3) 本学の入学選考試験を受け、合格していること
- (4) 本学在学期間中の学費、生活費等の経費支弁が確実にできること
- (5) 正当な手続きによって日本国への入国を許可される見込みがあること

(入学手続き)

第15条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学の定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて指定期日までに申し出なければならない
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない

(退学)

- 第16条
- 1 コースを修了せず、途中で受講を修了しようとする者は、事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
 - 2 出席率が低下し、月間の出席率が80%を下回った生徒に対し、個別面談にて嚴重注意を行う。改善が見られず2か月続いた場合は、退学勧告を行い、3か月続いた場合は、退学処分とする。

(転学)

- 第17条
- 1 他の日本語教育機関等に転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
 - 2 災害、伝染病等により学校の運営が困難になった場合は、提携する日本語教育機関、またはその他受入機関への転学支援を実施する。

(休学・復学)

- 第18条
- 1 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
 - 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長

の許可を得て復学することができる。

(修了の認定)

第19条 校長は、第10条に定める修了要件を満たした者に対して、当該課程の修了を認定する。校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(卒業)

第20条 生徒が第10条に定める修了要件を満たし、かつ、修学期間を満たしたことをもって卒業とする。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|----------------|--------------|
| (1) 入学検定料 | 30,000円 | |
| (2) 入学金 | 50,000円 | |
| (3) 授業料 | 日本社会理解2年コース | : 1,400,000円 |
| | 日本社会理解1年9か月コース | : 1,225,000円 |
| | 日本社会理解1年6か月コース | : 1,050,000円 |
| | 日本社会理解1年3か月コース | : 875,000円 |
| | 日本社会理解1年コース | : 700,000円 |
| (4) 教材費 | 日本社会理解2年コース | : 70,000円 |
| | 日本社会理解1年9か月コース | : 61,250円 |
| | 日本社会理解1年6か月コース | : 52,500円 |
| | 日本社会理解1年3か月コース | : 43,750円 |
| | 日本社会理解1年コース | : 35,000円 |
| (4) 施設・設備費、課外活動費、保険料 | | |
| | 日本社会理解2年コース | : 170,000円 |
| | 日本社会理解1年9か月コース | : 148,750円 |

日本社会理解1年6か月コース	:	127,500円
日本社会理解1年3か月コース	:	106,250円
日本社会理解1年コース	:	85,000円

(納入)

- 第22条
- 1 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合や特待生制度など、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第23条
- 生徒が正当な理由なく、且つ、所定の手続きを行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命じることができる。

(生徒納付金の返還)

- 第24条
- 1 すでに納付された生徒納付金で、入学辞退をする場合、入学金を除く授業料等は返還する。
 - 2 生徒がやむを得ない理由(帰国、転学等)による途中退学をする場合には、「消費者契約法」に基づき、授業料等に係る部分は、在学解除に伴う損害賠償額並びに違約金の定め の性質を有するため、その損害額を除く授業料等の30%を返還する。
 - 3 除籍(第26条を参照)になった場合は、原則として返還しない。

第6章 褒章、罰則

(褒章)

- 第25条
- 校長は、成績優秀且つ他の生徒の模範になるものに対して、褒章を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第26条
- 1 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の三種とする。
- 3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (5) その他校長が除籍相当と認めた者

第7章 寄宿舍、健康診断

(寄宿舍)

第27条 寄宿舍に関する事項は、学生寮規則を別に定める。

(健康診断)

- 第28条
- 1 健康診断は、毎年一回実施する。実施の時期は、基本的に日本社会理解2年コース/日本社会理解1年コース/日本社会理解1年3か月コースは6月、日本社会理解1年9か月コース/日本社会理解1年6か月コースは11月とする。
 - 2 検査項目は、原則として次のとおりとする。
身長、体重、血圧、視力、聴力、胸部レントゲン、尿検査、問診

第8章 雑則

(保険)

第29条 入学者は留学生保険に加入する。加入は学校職員が行う事とする。

(情報開示)

第30条 本校の自己評価点検は、職員及び役員にて行いホームページ等で情報開示を行う。

附則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

<参考資料>

「学生寮のルールとマナー」

更新日：2019.07.16

快適な学生寮生活を守るためには、皆さんの理解と協力が必要です。

ここに記載されている事項は、皆さんがお互いの人格を尊重し充実した生活を過ごすために必要で大切な事柄です。よく読んで、しっかり理解してください。

(1)挨拶の励行

寮内では、寮生同士挨拶を心がける。

日頃挨拶をしていないと、不審人物かどうかの判断がつかない為。

(2)掲示板

掲示板は毎日確認すること。掲示板に提出された事柄は全寮生が知っているものと判断する。

(3)学生寮担当の業務

管理人の業務時間は以下の通り。

業務時間：午前9時～午後6時

※土曜日、日曜日、祭日は緊急の場合以外業務を行わない。

(4) 訪問者

訪問者は管理人の許可がある場合に限り入館を許可される。また、寮生同士でも自分の部屋ではない他人の部屋に入る場合は、事前にそのルームメイトに許可を得てから入ること。

※訪問者は22時までに退出しなければならない。

※親族、友人、知人等の宿泊は、禁止となっています。

(5) 23時以降の生活

23時以降、他の寮生の居室に入ってはならない。

23時を過ぎたら静粛に努める。

(6) 下駄箱

下駄箱は本人に割り当てられたもの以外使用しない。

脱いだ靴は必ず下駄箱に入れること。

(7) スリッパとサンダル

寮内の共用スペースではスリッパを使用すること。土足のまま寮内に入ってはならない。

スリッパのまま外に出てはならない。

(8) トイレの使用

故障を避けるため、備え付けの紙「トイレットペーパー」以外流してはならない。

また、使用したトイレットペーパーは必ず便器に捨て、流すこと。

(9) キッチンの使用（注意事項）

火を使用している間、その場を離れてはいけない。

調理に伴い発生するゴミは調理した本人が分別の上捨てること。

使用したガスレンジ、流しなど調理施設は調理終了後速やかに掃除すること。

(10) 洗面所

使用後は使う前の状態に戻すこと。水浸しにしたままにしない。

洗濯、洗髪をしてはならない。

(11) シャワールーム

カビの発生を防ぐため、換気扇は必ず回しておくこと。

体を浴室内で拭いてから出ること。濡れたまま出てはならない。

貴重品などを紛失した場合は、一切学校側は責任を負わないので、本人が注意すること。

(12) 共用スペース（廊下・キッチン・シャワールーム・洗面台等）

共用スペースに私物を置いてはならない。

共用スペースにあるコンセントを個人使用の電化製品の電源に使用してはならない。

共用スペースは寮生全員が掃除するよう努めること。

(13) 居室

居室は使用者が責任をもって最低1週間に一度は掃除をすること。これを怠ったため、害虫、悪臭などが発生し他の寮生に迷惑をかけていると管理人が判断した場合、強制的に立ち入り、検分の上、掃除を指示することがある。

居室内で火災の原因となりうる行為を行わないこと。（携帯ガスや喫煙等）

(14) 喫煙

日本国法令に基づき、20歳未満の寮生は喫煙してはならない。

指定された喫煙場所以外で喫煙してはならない。吸い殻は必ず指定された灰皿に捨てること。

(15) 飲酒

日本国法令に基づき、20歳未満の寮生は飲酒してはならない。

飲酒により他の寮生に迷惑をかけたと判断される時は寮内での飲酒を禁止する。

(16) ドアロック（Door Lock）

外出の際は必ずドアの施錠をすること。

居室のドアロックをかけ忘れて盗難事故が発生したときには、本人の責任となる。

暗証番号が書いてあるカードもしくは鍵をなくした場合は、直ちに管理人に連絡すること。但し、損害賠償金として、5,000円を請求する。

尚、上記のカードをなくした場合は、他人がカードを利用する可能性があるため、カード番号を更新しなければならない。

(17) 帰寮時間

原則として帰寮時間は、23:00までとなっています。

23:00過ぎまでアルバイトしている学生は、なるべく早く帰寮しましょう。

(18) 出席率による退寮について

1ヶ月間の出席率が85%未満の学生は、「嚴重注意」→「退寮予告」→「退寮」の処分に該当します。

退寮処分になった学生は、1週間以内に退寮することになります。

(19) 家賃の毎月払い

家賃を毎月払いとする寮生は毎月 20 日から 25 日までに翌月分を支払うこと。

(20) 備品購入について

家具類（ベット、テーブル、椅子、戸棚等）は勝手に部屋に設置してはいけない。購入する必要がある場合は、必ず事前に管理者に相談すること。

備品を使用することによって、部屋の損傷があった場合については入寮費より引かせて頂きます。

※ベッドの購入（初期の段階でベッドが部屋にない場合）については禁止です。

(21)規則の遵守

以上の「学生寮生活のルールとマナー」に記載されたことのほか、日本国法令、「学生寮規則」に示されたものに基づいて生活する。

尚、上記（(1)～(21)）の学生寮規則及び寮生心得に違反した寮生には、反省文や特別誓約書の提出などの指導措置や退去等の処分を行います。

学生寮生活のルールとマナーでは、皆さんが安全に生活していただくために必要な基本的な事項を列挙しましたが、この中の大部分が皆さんの常識の中で、当たり前のことと認識しているかと思います。

学生寮で生活する前に是非読んで入寮する時から楽しく、安全で快適な生活が過ごせるようお願いします。

友ランゲージアカデミー
友国際文化学院
管理人